

鹿 教 義 第 242 号
鹿 教 教 第 301 号
令 和 7 年 9 月 10 日
(義務教育課・教職員課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

今後の教育課程編成の改善及び実施について（通知）

現在、国においては児童生徒が社会で活躍する 2040 年代を展望し、これまでの初等中等教育のよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい教育の在り方について検討されており、その中で、特に教育課程の編成に関して、様々な見直しを通じた教育の質の向上に資する可能性についても検討されています。

本県では、各学校における教育課程の編成について、「各学校における授業時数等の取扱いについて（依頼）」（令和 5 年 10 月 31 日付け鹿教義第 231 号）を踏まえ、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間 1,086 単位時間以上）いる教育課程を編成している学校を中心に、総授業時数等の点検及び見直しが進められ、総授業時数が標準授業時数を大幅に上回る学校は減少している一方で、学校行事等の施行規則別表外の活動については、教育的価値を再確認し、精選・重点化する必要があると考えています。

また、土曜授業については、「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について（通知）」（平成 26 年 12 月 3 日付け鹿教義第 541 号）を踏まえ、各市町村教育委員会と各学校の連携のもと、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を実施するなど、一定の成果が見られると考えています。

今後とも、教育課程編成の改善及び実施に向けて、下記のとおり柔軟な教育課程の編成や総授業時数等の適正化が図られるよう各学校への周知及び指導助言をお願いします。

記

1 教育課程の編成・実施について

- (1) 教育課程の編成・実施に当たっては、児童生徒が自らのよさや可能性に気づき、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、学校と社会が理念を共有しながら、学びの内容と方法を明確にし、社会との連携・協働を通じて「社会に開かれた教育課程」を実現すること。
- (2) 地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、目指す子ども像や育成すべき資質・能力を明確にし、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図ること。

2 授業時数の取扱いについて

(1) 年間総授業時数（標準授業時数及び余剰時数）の適正確保

ア 年間総授業時数は、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るため、カリキュラム・マネジメントの確立を図ること。

イ 計画段階で、年間総授業時数が 1,086 単位時間を上回ることはないよう余剰時数を設定すること。

(2) 余剰時数（予備時数）の設定

ア 児童や地域の実態を十分に考慮して、児童生徒の負担過重にならない限度で、計画段階の標準授業時数を上回った時数で指導することが可能であること。

イ 不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。

(3) 施行規則別表外の見直し

ア 学校行事については、慣例的に行っている部分を再度見直し、教育上、真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ること。

イ 年度始めの始業日の設定の在り方など、学校経営方針の共通認識や十分な児童生徒理解を図る取組を検討すること。

3 土曜授業について

(1) 基本方針

実施に当たっては、保護者、地域住民、関係団体等との連携を強め、土曜日に実施することの利点を生かすなど、社会全体での教育力の向上にも努めること。

(2) 実施上の留意点

ア 授業は土曜日の半日単位で、地域と連携するなど価値ある教育活動等に精選し、実施する場合は、年 3 回程度までとし、教育課程に位置付けること。

イ 職員の勤務については、「鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（平成 26 年 3 月 24 日付け鹿教教第 537 号通知）、「土曜日等を実施する授業に係る勤務の振替期間の特例等について」（平成 26 年 3 月 24 日付け鹿教教第 538 号通知）により、適切に振替の措置を行うこと。

ウ 実施に当たっては、文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部改正について」（平成 25 年 11 月 29 日付け 25 文科初第 977 号通知）の第 3 「留意事項」を参考にすること。

(3) 従前の通知の廃止

「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について（通知）」（平成 26 年 12 月 3 日付け鹿教義第 541 号）については、廃止する。

【参考資料】

- ① 「各学校における授業時数等の取扱いについて（依頼）」（令和 5 年 10 月 31 日付け鹿教義第 231 号）
- ② 「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について（通知）」（平成 26 年 12 月 3 日付け鹿教義第 541 号）
- ③ 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（令和 6 年 12 月 25 日付け文部科学省諮問）
- ④ 「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）』（令和 5 年 8 月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和 5 年 9 月 8 日付け文部科学省初等中等教育局長，総合教育政策局長）
- ⑤ 「鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（平成 26 年 3 月 24 日付け鹿教教第 537 号通知）
- ⑥ 「土曜日等を実施する授業に係る勤務の振替期間の特例等について」（平成 26 年 3 月 24 日付け鹿教教第 538 号通知）

〔連絡先〕

義務教育課主任指導主事兼義務教育係長	假屋	099-286-5300
教職員課主幹兼小中学校人事管理係長	栗山	099-286-5267